

(案)

災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書

国土交通省中部地方整備局長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、災害時における自動二輪車又は原動機付自転車(以下「自動二輪車等」という。)を用いた被災状況の調査並びに自動二輪車等の操作・点検方法の教習等(以下「被災状況調査等」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が所管する地域(以下「中部地整管内」という。)において、地震、津波、風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により発生した緊急的な応急対策を実施するにあたり、大規模な土砂崩落や路面の段差等により車両等では通行出来ない公道や悪路(走行の許可を得ていない私有地を除く。)を、自動二輪車等の特殊走行技能を有する乙が、被災場所へ赴き、実施する被災状況調査等について定め、甲乙が協力して被害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

(被災状況調査の実施範囲)

第2条 被災状況調査を実施する範囲は、中部地整管内とする。

2 甲又は甲の所掌する事務所、管理所及びメンテナンスセンターの長(以下「事務所長等」という。)が特に必要と判断した場合は、前項に規定する範囲外に被災状況調査の要請を行うことができるものとする。

(被災状況調査の実施内容)

第3条 甲又は事務所長等は、中部地整管内に災害が発生し、必要と認めるときは、乙に被災状況調査を要請することができるものとする。

2 乙は、甲又は事務所長等からの要請に基づき、できる限り速やかに災害現場へ赴き、被災状況を動画または静止画により撮影し、速やかに甲又は事務所長等が指定する送信先へメール等により送付するものとする。

ただし、乙は、現地の状況により被災状況調査の継続が危険と判断すれば中止できるものとする。

3 乙は、前項の被災状況調査を迅速に遂行できるよう実施体制表及び連絡系統図並びに連絡一覧表(以下「実施体制表等」という。)をあらかじめ作成し甲に提出しておくものとする。

4 乙が被災状況調査に使用する自動二輪車等及び撮影機器、通信機器等(以下「資機材等」という。)は乙が手配するものとする。

5 乙は、第2項に定める他、被災状況調査を実施後、撮影した動画や静止画等(以下「調査成果」という。)を速やかに甲又は事務所長等へ提出するものとする。

6 被災状況調査の詳細な実施内容については、別途「確認書」に定める。

(案)

(被災状況調査の実施体制等)

第4条 乙は被災状況調査の実施体制として、特殊走行が可能な資格を有する者（以下「資格者」という。）を中部地整管内の各県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県）に主担当者1名、副担当者1名以上を配置するものとする。ただし、主担当者は他県の副担当者を兼任出来るが、主担当者の兼任は出来ない。なお、「資格」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。

2 乙は、第10条第1項によりこの協定の有効期間が引き続き1年間継続する場合、実施体制表等の見直しを行い、4月末までに甲に提出するものとする。

また、実施体制表等に変更が生じた場合にも、速やかに甲に提出するものとする。

(資格者数及び資機材等の提出)

第5条 乙は、資格者数及び担当府県、資機材等の種類、数量、保管場所を書面により甲に提出するものとする。

2 乙は、第10条第1項によりこの協定の有効期間が引き続き1年間継続する場合、前項で提出した内容の見直しを行い、4月末までに甲に提出するものとする。

また、内容に変更が生じた場合にも、速やかに甲に提出するものとする。

(訓練の実施)

第6条 甲及び事務所長等と乙は、被災状況調査を遅滞なく実施できるように、要請・出動準備・被災状況調査・調査成果報告の訓練を必要に応じて実施するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲又は事務所長等は、第3条に基づき乙に被災状況調査を要請したときは、乙と遅滞なく被災状況調査に必要な請負契約等を締結するものとする。

(自動二輪車等の操作・点検方法の教習等)

第8条 乙は、自動二輪車等の操作・点検方法の教習等を甲及び事務所長等の要請に応じて実施するものとする。実施内容については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 被災状況調査等の実施に伴い、乙の責任に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは資機材等に損害が生じた場合には、乙はその

(案)

事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は事務所長等に報告し、その措置については甲又は事務所長等と協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 この協定の締結後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、この協定は廃止することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 国土交通省中部地方整備局
局 長 佐藤 寿延

乙 ○○○○
○○長 ○○ ○○

(案)

災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査の実施に関する確認書

国土交通省中部地方整備局統括防災官(以下、「甲」という。)と〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、令和7年 月 日付で締結した「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」(以下「協定書」という。)第3条第6項の規定に基づき次のとおり確認する。

(被災状況調査の実施内容)

- 第1条 協定書第3条第1項の要請を行うにあたっては、甲又は中部地方整備局長の所掌する事務所、管理所及びメンテナンスセンターの長(以下「事務所長等」という。)は、直ちに連絡担当者氏名及び電話番号、被災状況の調査(以下「被災状況調査」という。)を実施する場所等被災状況調査に必要な事項を乙へ通知することとする。
- 2 乙は、甲又は事務所長等から被災状況調査を要請された時は、被災状況調査を実施する資格者の氏名及び電話番号、被災状況調査を実施する場所までの移動方法、到着予定時間等を速やかに甲又は事務所長等へ報告することとする。
- 3 協定書第3条第4項に規定する乙が手配する資機材等は、公道や悪路(走行の許可を得ていない私有地を除く。)を走行可能な自動二輪車等(燃料、ヘルメット等走行に必要な装備品等一式を含む。)及びウェアラブルカメラ、デジタルカメラ等撮影機器、ポケット Wi-Fi、GPS 等通信機器、その他被災状況調査に必要な資機材とする。また、被災状況調査時に使用出来るよう、日常より必要な点検、整備、操作訓練を行うものとする。
- 4 協定書第3条第5項の提出にあたっては、乙は、被災状況調査終了後、甲又は事務所長等へ速やかに記録媒体を持参又は郵送等により提出すること。なお、提出方法は、甲又は事務所長等と協議するものとする。

(保険の加入)

- 第2条 乙は、被災状況調査を実施する期間において、第三者への損害、人身傷害等にかかる保険に加入すること。

(有効期間)

- 第3条 この確認書の有効期間は、確認の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってこの確認書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 2 この確認書の締結後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、この確認書は廃止することができるものとする。

(案)

(その他)

第4条 この確認書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 国土交通省中部地方整備局
統括防災官 伏木 章尋

乙 ○○○○

○○長 ○○ ○○